

くろまぐろ型TACに関する北海道計画（試行）
（第3管理期間）

平成29年6月30日公表

一部改正 平成29年7月25日公表

一部改正 平成29年8月30日公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本道において太平洋くろまぐろは、定置網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業により、太平洋、日本海及びオホーツク海で漁獲されている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本道の数量について本道の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕数量の公表等実効措置を講じるため同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本道に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのみより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、道総研水産研究本部及び国又は関係都府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について本道に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	111.81 トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	国の基本計画第5の1の（2）に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132 トンを超えないよう国と連携する。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画（試行）（以下、「基本計画（試行）」という。）第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画（試行）の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本道計画の第2の本道に定められた数量を改定するものとする。

小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、割当数量が変化するのにあわせて、本道別に定める数量も変化するものとする。

また、小型魚について、全国において3,423.5トンの数量を超えたときには、本道に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量が消化されていなくとも、その時点における本道における漁獲実績をもって、本道の小型魚の数量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は時期別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本道の定置網漁業（底建網、小定置網漁業を含む。以下同じ。）の数量	57.31 トン
本道の定置網漁業以外の漁業の数量	54.50 トン

本道の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本道とともに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する道府県の定置網漁業の割当数量の合計値 580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本道が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本道の漁獲実績をもって、本道の定置網漁業の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本道では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

本道の採捕の種類別の時期別割当数量は次表のとおりとし、関係漁協及び所属漁業者は、この割当数量を超過しないよう努める。

期 間	数 量 (平成 29 年 7 月からの累計)	
	定置網漁業以外の漁業	定置網漁業
平成 29 年 10 月末まで	54.50 トン	54.81 トン
平成 30 年 2 月末まで		55.01 トン
平成 30 年 6 月末まで		57.31 トン

1. 定置網漁業以外の漁業（はえ縄・一本釣り漁業等）

(1) 通常時

- ・ 操業時間短縮又は操業日数抑制の実施に努める。

(2) 第 3 に示した定置網漁業以外の漁業の数量の 8 割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業日数抑制の実施に取り組む。

(3) 第 3 に示した定置網漁業以外の漁業の数量の 9 割到達時（操業自粛要請発出時）

- ・ 小型魚の漁獲が見込まれる日の操業の自粛を実施する。
- ・ 30 キログラム未満の生きている個体全ての再放流に取り組む。

(4) 漁業者は、(3) の取組状況について漁協に報告するとともに、漁協は、報告結果を取りまとめ道に報告する。また、道は、必要に応じて履行を確認する。

2. 定置網漁業

(1) 通常時

- ・ 10 キログラム未満で生きている個体の再放流に努める。

(2) くろまぐろの主漁期（7～8 月、翌年 6 月）

- ・ 10 キログラム未満で生きている個体の再放流に取り組む。
- ・ 可能な範囲で、垣網の撤去、仕切り網の設置、樋先の封鎖、魚捕り部の

の

開放など漁獲する機能を失う措置や網起こしの休止に取り組む。

(3) 第 3 に示した定置網漁業の数量を超過した時

- ・ 30 キログラム未満の個体全ての再放流に取り組む。

(4) 漁業者は、(3) の取組状況について漁協に報告するとともに、漁協は、報告結果を取りまとめ道に報告する。また、道は、必要に応じて履行を確認する。

3. 採捕数量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に漁業協同組合分

(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の採捕数量の報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、第5に定めるとおりとする。

4. 第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、定置網漁業以外の漁業は9割に達した際は操業自粛を要請するとともに、定置網の共同管理に参加している定置網漁業は、その数量を超過の際は操業自粛を要請する。ただし、注意報等の発出にあたっては、時期等を総合的に勘案して判断するものとする。また、漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
5. 水産庁から「注意報」、「警報」並びに「操業自粛要請」が各都道府県に対して発出されたときには、漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
6. 遊漁者及び遊漁船業者に対して、ホームページ等の媒体を通じて、以下の取組みを行う。
 - (1) 漁業者の取組について周知を図る。
 - (2) 漁業者に対して警報等が発出した場合には、速やかに状況提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

第4の3による報告頻度は次のとおりとし、漁獲状況を把握することとする。報告は、1月を単位とする場合にあっては、当該月の採捕数量を集計し、翌月の10日(旬を単位とする場合にあっては、当該旬の次の旬の末日)までに報告しなければならない。

(1) 報告頻度

- ① 7～11月、翌年6月：月3回(旬)
- ② 12月～翌年5月：月1回

(2) 概数報告

8割を超過した場合は、陸揚げした日ごとに当該陸揚げ日から3日以内

- (3) 上記の報告を取りまとめた場合には、集計値を漁協等関係者へ情報提供するとともに、水産庁に通知する。